
平成18年 第2回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成18年6月26日(月曜日)

議事日程(第6号)

平成18年6月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第85号由布市庄内農産物加工センターの指定管理者の指定についての撤回の件
日程第2 請願・陳情について
日程第3 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
日程第4 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
日程第5 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第6 認定第1号 平成17年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7 認定第2号 平成17年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第8 認定第3号 平成17年度庄内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9 認定第4号 平成17年度庄内町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 認定第5号 平成17年度庄内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 認定第6号 平成17年度庄内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第7号 平成17年度庄内町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第8号 平成17年度湯布院町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 認定第9号 平成17年度湯布院町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認定第10号 平成17年度湯布院町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 認定第11号 平成17年度湯布院町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 認定第12号 平成17年度湯布院町健康温泉館事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第13号 平成17年度湯布院町久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第14号 平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第15号 平成17年度挾間町水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第21 認定第16号 平成17年度湯布院町水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第22 認定第17号 平成17年度大分地域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第24 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第25 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」
- 日程第26 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第27 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第28 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第29 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第30 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第31 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第32 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第33 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例について
- 日程第34 議案第71号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第35 議案第72号 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について
- 日程第36 議案第76号 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について

日程第37	議案第77号	由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について
日程第38	議案第78号	由布市障害者自立支援条例の制定について
日程第39	議案第79号	由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第40	議案第81号	由布市市営住宅条例の一部改正について
日程第41	議案第82号	由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
日程第42	議案第83号	由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
日程第43	議案第84号	由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
日程第44	議案第86号	由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
日程第45	議案第87号	由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
日程第46	議案第88号	由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
日程第47	議案第89号	中依地区集会所の指定管理者の指定について
日程第48	議案第90号	佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
日程第49	議案第91号	山崎地区集会所の指定管理者の指定について
日程第50	議案第92号	平地区集会所の指定管理者の指定について
日程第51	議案第93号	鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
日程第52	議案第94号	上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
日程第53	議案第95号	小平地区集会所の指定管理者の指定について
日程第54	議案第96号	水地地区集会所の指定管理者の指定について
日程第55	議案第97号	中島地区集会所の指定管理者の指定について
日程第56	議案第98号	槐木地区集会所の指定管理者の指定について
日程第57	議案第99号	東石松地区集会所の指定管理者の指定について
日程第58	議案第100号	石光地区集会所の指定管理者の指定について
日程第59	議案第101号	塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第60	議案第102号	並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第61	議案第103号	若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第62	議案第104号	荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第63	議案第105号	畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
日程第64	議案第107号	由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
日程第65	議案第108号	由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
日程第66	議案第109号	由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
日程第67	議案第110号	由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について

- 日程第68 議案第111号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第69 議案第112号 中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第70 議案第113号 茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第71 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第72 議案第115号 事務の委託の協議について「日出町」
- 日程第73 議案第116号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第74 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第75 議案第118号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第76 議案第119号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第77 議案第120号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第78 議案第121号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第79 発議第3号 由布市議会の議決事件に関する条例の制定について
- 追加日程
- 日程第80 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第81 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第85号 由布市庄内農産物加工センターの指定管理者の指定についての撤回の件
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第3号 平成18年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第4号 平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第5号 平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 認定第1号 平成17年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成17年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 平成17年度庄内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成17年度庄内町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 平成17年度庄内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第6号 平成17年度庄内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成17年度庄内町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成17年度湯布院町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成17年度湯布院町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第10号 平成17年度湯布院町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第11号 平成17年度湯布院町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第12号 平成17年度湯布院町健康温泉館事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第13号 平成17年度湯布院町久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第14号 平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第15号 平成17年度挾間町水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第21 認定第16号 平成17年度湯布院町水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第22 認定第17号 平成17年度大分地域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第24 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第25 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」
- 日程第26 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第27 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第28 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」
- 日程第29 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計

補正予算（第3号）」

- 日程第30 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」
- 日程第31 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第32 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第33 議案第69号 由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例について
- 日程第34 議案第71号 由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定について
- 日程第35 議案第72号 由布市城ヶ原農村公園条例の制定について
- 日程第36 議案第76号 由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第77号 由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第78号 由布市障害者自立支援条例の制定について
- 日程第39 議案第79号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第40 議案第81号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第41 議案第82号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第83号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第84号 由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第86号 由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第87号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第88号 由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第89号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第90号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第91号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第92号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第93号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第94号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第95号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第96号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第97号 中島地区集会所の指定管理者の指定について

- 日程第56 議案第98号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第99号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第100号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第101号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第102号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第103号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第104号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第105号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第64 議案第107号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第65 議案第108号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第66 議案第109号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第67 議案第110号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第68 議案第111号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第69 議案第112号 中台老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第70 議案第113号 茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第71 議案第114号 市道路線の認定について
- 日程第72 議案第115号 事務の委託の協議について「日出町」
- 日程第73 議案第116号 大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第74 議案第117号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第75 議案第118号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第76 議案第119号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第77 議案第120号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第78 議案第121号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第79 発議第3号 由布市議会の議決事件に関する条例の制定について
- 追加日程
- 日程第80 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第81 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（26名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 小林華弥子君 | 2 番 高橋 義孝君 |
| 3 番 立川 剛志君 | 4 番 新井 一徳君 |

5 番 佐藤 郁夫君	6 番 佐藤 友信君
7 番 溝口 泰章君	8 番 西郡 均君
9 番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君	書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
財政課長	米野 啓治君	行財政改革室長	相馬 尊重君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	平野 直人君
建設課長	荻 孝良君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君		
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
商工観光課長	吉野 宗男君	挟間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤 純一君

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩 · 癩癩癩癩 · 癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願・陳情 6 件並びに平成 18 年第 1 回市議会定例会において継続審査となっております陳情受理番号 6、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、文教厚生委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会委員長、溝口泰章です。

本委員会に付託の請願 1 件、陳情 1 件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 136 条第 1 項の規定により報告します。

まず、請願についてでございます。受理番号１３、受理年月日、平成１８年５月３１日、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願についてです。

次代を担う子供たちの教育は国の責任においてなされるべきです。その観点から義務教育費国庫負担制度の堅持には賛成します。

しかし、現行の国の負担割合が2分の1から3分の1に変更することは、地方6団体が三位一体の改革の中で賛成しており、2分の1に復元することは実現の可能性が乏しいのが現実です。国庫負担を堅持する手法としては、むしろ税源移譲などの財源確保を要望すべきである旨の意見を付して採択いたします。

次いで、陳情です。受理番号 7、受理年月日、平成 18 年 5 月 10 日、件名、由布市ゴルフ協会補助金増額に関する陳情についてです。

平成18年3月定例会に引き続いての同趣旨陳情です。3月議会では不採択でした。

今回陳情団体の皆様から陳情趣旨を説明していただいた中で、当該団体は低迷するゴルフ場利用者の回復、ゴルフ協議会での成績向上に資するための選手強化費等、由布市におけるゴルフ振興のために補助金を陳情する旨伺いました。

増額申し出の根拠として、ゴルフ場利用税を通じ由布市財政へ寄与しているところから、他のスポーツ団体とは違うということで、補助金増額を陳情したいということです。

しかし、ゴルフ場利用者は、利用税を負荷なく支払えると想定されていること、また由布市内ゴルフ場の利用者がすべて由布市民とは限らないこと。また、70歳以上18歳未満、身体等障害者、学校課外活動に際しては非課税であり、以前に比べ優遇措置も講じられています。

市においては、由布市体育協会及び各町体育協会に対する補助金を前年比２割減１，５４９万
１，０００円の１８年度当初予算で既に議決し予算措置がなされています。これとは別枠の補助

金をゴルフ協会へ拠出することは、本日出席の議員各位におかれても御理解されているように、現在の由布市の財政力からは不可能と判断します。

また、この市体協の補助金の配分を増額するにしても、市体協、各町体協を通じて、各スポーツ団体へ交付されるシステムから、ゴルフ協会は体協内で他の団体との協議を通して補助金の増額を申し出ることにより増額を実現すべきであります。この点から、議会に対する市体協補助金の中からゴルフ協会への補助金の増額を申し入れることは妥当性を欠くことになります。

将来、財政状況が改善すれば、ゴルフに限らずスポーツを通した市民の親睦、青少年の健全育成、生涯スポーツの充実という面で補助金の見直しが可能になります。今後のジュニア、レディース、シニアという性や年齢を越えたスポーツ発展にゴルフが寄与するところが大きいことや県民体育大会及び平成20年大分国体に向けた選手の育成などの必要性は十分認識するところです。しかし、体協とは別枠の補助金及び現在の補助金の増額は現時点においては困難と判断します。

よって、現時点における本陳情は不採択とします。

以上で、請願・陳情の審議の報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。
- 建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会に付託されました請願・陳情の御報告をいたします。

本委員会に付託の請願3件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

審査状況でございます。日程、6月20日、21日、22日の3日間でございます。審議者、全委員でございます。現地調査でございますが、で、乙丸三、宮園上組、花園上組里道の市道認定について、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願い（農道川北2号線の一部）が、市道みの草下線拡幅改良に関する請願、委員会は第3委員会室におきまして、担当課は建設課でございます。

審議結果でございますが、受理番号9、受理年月日が平成18年5月16日、件名、乙丸三宮園上組・花園上組里道の市道認定について。

現地において、地元自治委員、各組長並びに担当課より詳細な説明を受けました。この道路は、自治区の中心に位置し、地域住民の生活に密着した幹線道路であり、交通量の増加により、通学路として、さらには高齢者の安全確保にも支障を来しているのが見受けられます。住環境の整備と観光客への安全・安心を確保するためにも、市道としての必要性が認められます。しかしながら、総延長347メートルの内一部道路位置指定済みの箇所（L＝42メートル）については、市道としての必要性がなく、この部分を除く332メートル部分を条件つきにて採択とします。

審査結果は採択でございます。

受理番号 10、受理年月日は平成 18 年 5 月 25 日、件名、由布市湯布院町中学校東門に隣接する道路舗装のお願い（農道川北 2 号線の一部）。

この道路は、通学路として、また住民地域内の生活道路として極めて重要な道路であります、台風等の自然災害の都度、冠水し通行不能となり、請願の趣旨が十分理解できるところでありますが、この請願は農道の舗装要望であり、当委員会の審議にはそぐわないとの意見が出されました。

審議をするに当たり、舗装部分のみの工事だけでは道路としての役割は果たせないものとの判断に決しました。ついては、優先順位として、まず市道認定を行うことが妥当と思われるので、継続審議といたします。

審査結果は、継続審議でございます。

次に、受理番号は 11、受理年月日が平成 18 年 5 月 29 日、市道みの草線拡幅改良に関する請願。

現地確認を行う中で、この道路は区内を東西に横断する幹線道路であり、中央には公民館等も位置しており、また、幅員が狭く諸行事に支障を来しているのが見受けられます。有事の際の緊急車両の通行や高齢者、または子供たちの安全性をかんがみると、道路拡幅の必要性が十分理解できますが、当委員会の意見として改良工事の総延長が 895 メーターあり、財政面において全面拡幅は不可能であり、危険箇所を優先しての一部改修拡幅工事を行うのが妥当との判断に決しましたので、以上の意見を付して採択とします。

審査結果は採択でございます。

次に、陳情の継続審査分でございますけれども、受理番号 6、受理年月日が平成 18 年 3 月 7 日、件名が、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情でございますが、当委員会として、もう少し十分な審議を重ねて結果を出したいというような結論に達しましたので、審査の結果、継続審査といたします。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。
- 観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の委員長、西郡です。本委員会に付託された請願の結果を報告します。

6 月 20 日、委員全員出席のもと第 1 委員会室で審査し、午後現地調査を行いました。請願者から直接話を伺うことができました。

受理番号 12 番、件名は、湯布院町下石武揚水地改修工事の一部補助金について。

委員会としては、受益面積 8 反、受益戸数 5 戸と小規模で小さなため池であるが、これが災害の適用にならず、以前水源を町に移管したその代替施設として町役場がこの用水池を設置したことを考慮すれば、災害復旧の工事費を一部負担することは当然と考えられる。こうした類似施設の整備に関する補助制度が旧町時代、湯布院、庄内にはそれぞれあったことを考えれば、個別に特別扱いをこのように繰り返すのではなく、由布市での統一的な公的補助制度を早急につくることが求められるという意見をしました。

審査結果は、当委員会としてはこの請願を採択することに決定いたしました。

終わりです。

○議長（後藤 憲次君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号 9、乙丸三宮園上組・花園上組里道の市道認定についてを議題として質疑を行います。質疑の申し出がありますので、許します。8 番、西郡均君。

○議員（8 番 西郡 均君） 委員長にお伺いします。

事細かに審査されて、意見も付されているのでよくわかったんですけども、里道と言いますけれども、個人の所有地が全くない所なのかどうか、その辺の確認はされたかということが 1 点。それと、含まれていれば、当然権利放棄に関する文書等が存在しているのかどうか、その 2 点についてお尋ねしたいと思います。癪癪所有権等が、個人の私有地があれば、その地上に関する権利一切放棄をするというような、そういう文書が存在しているかどうか、いわゆる個人の土地がなければ、私有地がなければ結構なんですけども。

○議長（後藤 憲次君） 産業建設委員長。

○建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

現地におきまして、先ほど申し上げましたように、自治委員さん等からお話を聞きまして、私有地については一部存在しておりますけれども、道路位置規定の箇所が恐らく共有の名義になっているかと思うので、この一部の道路位置規定部分の箇所だけ、42 メーターの分だけ削除したということでございます。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号９を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号９、乙丸三宮園上組・花園上組里道の市道認定については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号１０、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願いを議題とします。

この請願に対する委員長報告は継続審査です。この請願は、委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） それでは、請願受理番号１０、由布市湯布院中学校東門に隣接する道路舗装のお願いは継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号１１、市道みの草下線拡幅改良に関する請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号１１を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号１１、市道みの草下線拡幅改良に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号１２、湯布院町下石武揚水池改修工事の一部補助金についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号１２を採決します。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号１２、湯布院町下石武揚水池改良工事の一部補助金については、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号１３、義務教育国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号１３を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号１３、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願は採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号７、由布市ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。４番、新井一徳君。

- 議員（４番 新井 一徳君） ４番、新井です。文教厚生委員長にお尋ねしますが、陳情者との協議があったと思いますけど、ゴルフに関しては他の協議とは違って、公の施設を使つての協議ではないと。利用税というものを納めながらの大会競技であります。他の大会等は公の施設で使用料等を納めてのことでありますけども、その辺のところは陳情者との協議がちゃんとできて、陳情者は理解を得られたのでしょうか、その辺のところをお尋ねします。

- 議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長。

- 文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

ゴルフというスポーツの特質からの利用費負担に関する市の補助金の増額を下さいというふうな感じで今質疑受けましたけれども、事実先日の陳情者との意見聴取の中ではそのような御意見ございました。そして、我々委員会としてお答えしたときに、やはりこのままの状態ゴルフに対する特別な、他のスポーツと違うところはわかりますけれども、特別な陳情を認めたならば、この後他のスポーツに対してもやはり同じように、スポーツの性格上の違いを超えた同じような陳情の趣旨で増額の申し出が必ず来るんじゃないかというところを非常に危惧してるんだということをお伝えしまして、その点の理解も得たところでございます。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。この議案に反対の討論からお願いします。癩癩ありませんか。癩癩じゃあ、賛成討論お願いします。

- 議員（１８番 小野二三人君） 先ほど委員長の方からこれに対する報告がなされました。１８番、小野でございます。

受理番号７、平成１８年５月１０日付、由布市ゴルフ協会補助金増額に関する陳情書に対して、

私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。本件の陳情趣旨もさることながら、次のことを理由といたしまして賛同を私もいたしたいと、そういうふうに思っております。

賛成の基底になるものはこういうことでございます。ただいま委員長長の報告より不採択の審査報告がなされました。御案内のように、今本市では行政改革基盤の強化等の中で、いよいよ本格的な行政改革に取り組まれているところでございます。行革の取り組みの方策については幾つかあるかと思いますが、ここでは具体的に申し上げませんが、ただ一つ、事務事業、多くの補助金の見直しの中でのスクラップ・アンド・ビルドの断行をすれば、むしろ行革に逆行し、財政運営の支えになるとは私は思っておりません。古くなった仕事をスクラップし、こういうまちづくりをしたいという新しい仕事に取り組むことも行革だと、そういうふうに思っております。行政改革は歳出カットが目的ではなく、それは手段だと思います。無駄、不合理、不要なものにメスを入れ、そこで浮いた財源で、さきに申しました新しい仕事に向ける、これが目的であろうかと思ひます。

以上のようなことから、あえてゴルフ協会のみにとは申しません。委員会の意見の中での中段で申されることと重複することもありますけども、由布市全体の社会体育の活動組織である体育協会組織の強化を図る上から、またスポーツ水準の向上を図る上から、ぜひ体育協会全体の補助金の底上げをしていただきたい。運用は体育協会にゆだねたらと、そういうふうに思っております。

また、あらゆるスポーツをすることによって、体力増強にもつながるし、健康の保持、疾病の予防にもつながるかと思います。まだまだほかにも考えられることがたくさんありますけども、入るをはかりて、私は出ずるというふうに表現をさせていただいておりますけども、入るをはかりて出ずるを制すということから、今は逆の方向に移行しているときになぜという異論もあろうかと思いますが、あえて私は本件については今申しましたことを強く要望いたして、そういうことを理由にして、本件に対して賛成の討論とさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより陳情受理番号7号を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員18名中起立7名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、陳情受理番号7、由布市ゴルフ協会補助

次に、平成１８年第１回市議会定例会において継続審査となっておりまして、陳情受理番号６、関心ある市民・有識者を主とする入札改革委員会を設置し、財政再建・住民サービス向上に実効ある入札改革を求める陳情についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ここで10分間休憩します。再開は10時40分に再開します。

癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡

○議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩 · 癩癩癩癩 · 癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

まず、総務常任委員長、正野征平君。

経過及び理由につきましては、以上報告２件については、由布市土地開発公社の平成１８年度事業計画、予算書、資金計画書の報告と同平成１７年度の事業報告及び決算諸表等の報告案件で

あります。

全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、報告第5号、件名、平成17年度由布市一般会計繰越明許費、繰越計算書について、審査の結果、原案を承認すべきものと決定。

経過及び理由、平成17年度繰越明許費について、耕地災害復旧工事の優先、市道改良工事の用地取得のおくれや災害査定が遅延により、農林水産業費ほか8件、合計6億8,344万6,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

財源としては、国県支出金4億8,361万6,000円、辺地債、災害復旧債ほか1億5,270万円、地元負担金1,575万9,000円ほか一般財源3,133万1,000円となっております。

全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、事件番号、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」、審査の結果、原案を承認すべきものと決定。

経過及び理由、以上承認2件については、地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日から施行されることに伴い、由布市税条例の一部を改正するもの並びに農村地域工業導入促進法第10条の地区等を定める省令の一部を改正する省令の改正により、由布市税特別措置条例の一部を改正するものであり、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、承認第7号、件名、専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」、承認第8号専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」、審査の結果、原案を承認すべきものと決定。

経過及び理由、以上承認2件については、平成18年3月31日から国東市が加入することにより、同組合理約の一部を変更するものであり、全員一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、事件の番号、承認第9号、件名、専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市一般会計補正予算（第3号）」、審査の結果は原案を承認すべきものと決定。

経過及び理由、本補正予算は歳入歳出それぞれ238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億434万4,000円と定めたものです。今回の補正の主なものは、特別会計から繰入金並びに市債等の額の確定により、予算の追加、調整したものであります。

全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、議案第76号、件名、由布市職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第77号、由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定について、審査の結果、原案

を可決すべきものと決定。

経過及び理由、以上２議案については、厳しい財政状況に対応するため、平成１８年７月１日から平成２１年３月３１日までの間、職員の給料月額から５％の減額措置を行うための特例条例の制定であります。

旅費の特例については、平成１８年６月１日から当分の間県内旅費の日当及び県外日帰り旅費の日当を支給しないことができる特例条例の制定であり、全員一致原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、議案第７９号、件名、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、厳しい財政状況に対応するため、平成１８年７月１日から平成２１年９月３０日までの間、市長の給与月額から１０％、助役、収入役の給料月額から７％、教育長の給料月額から７％、それぞれ減額措置を行うための条例の一部改正であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、議案第８８号、件名、由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、由布市乙丸地区公民館の管理を行わせる指定管理者（乙丸区長志手新一）の指定を行うものであり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、議案第１１６号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、市町村合併（国東市）に伴い、大分県町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少するものであり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、事件の番号、議案第１１７号、件名、平成１８年度由布市一般会計補正予算（第１号）について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、本補正予算は歳入歳出予算の総額に、それぞれ３，５６１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１４６億１，９６１万７，０００円と定めたものです。

当委員会に付託されました補正予算の主なものとしては、１５款総務費国庫補助金として合併対策補助金１，４７０万円で湯布院庁舎横のいこいの広場整備事業並びに合併交付金４００万円由布市交通指導員制服購入外となっております。

全員一致、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました報告３件、承認５件、議案６件の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 続きまして、文教厚生常任委員会の本委員会に付託された承認 6 件、議案癩癩 2 9 と書いております、3 0 に訂正をお願いいたします。癩癩 3 0 件。請願・陳情各 1 件は、先ほど報告いたしましたので、これも削除をお願いいたします。

以上の審査を行った結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

審議状況、審議日程は、この表のとおりでございます。

審議結果について御報告申し上げます。

事件の番号、承認第 5 号専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、審査の結果、承認すべきものと決定しました。

経過及び理由は、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、由布市の手数料及び使用料条例の一部を改正するために専決処分したものであり承認しました。

ただし、専決処分に際しては、3 月 1 3 日の定例議会中に県から通知があったところから見て、会期中に上程すべきであったと考えます。安易に専決処分を行わず議決すべきであり、今後の専決処分に関しても慎重な対応を要望いたします。

次いで、承認第 6 号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、審査の結果、承認すべきものと決定しました。

経過及び理由は、国民健康保険税の介護納付金賦課限度額を引き上げるとともに、所得税における公的年金等控除の改正に伴う国民健康保険税の賦課に関する経過措置を講ずるための条例の一部改正を専決処分したものです。

原案のとおり承認すべきものと決しました。

次いで、承認第 9 号専決処分の承認を求めることについて「平成 1 7 年度由布市一般会計補正予算（第 3 号）」、審査の結果、承認すべきと決定いたしました。

経過及び理由は、由布市特別会計からの繰入金等の額が確定し、予算を補正するため専決処分したものです。

原案のとおり承認すべきものと決しました。

次いで、承認第 1 0 号専決処分の承認を求めることについて「平成 1 7 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」、審査の結果、承認すべきものと決定しました。

経過及び理由は、平成 1 7 年度の国県支出金及び預金利息等が決定したため専決処分したものです。歳入の主なものは県支出金 1 億 1 , 1 1 3 万円の増額。歳出の主なものは、1 款総務費 2 2 節補てん金 5 , 4 8 3 万 8 , 0 0 0 円、予備費 4 , 4 9 9 万 8 , 0 0 0 円の増額となっています。

原案のとおり承認すべきものと決しました。

次いで、承認第 1 1 号専決処分の承認を求めることについて、平成 1 7 年度由布市湯布院健康

温泉館特別会計補正予算（第１号）、審査の結果、承認すべきものと決定しました。

経過及び理由は、一般会計への繰り出し金の額が確定したため専決処分したものです。

原案のとおり承認すべきものと決しました。

次いで、承認第１２号専決処分の承認を求めることについて、平成１８年度由布市老人保健特別会計補正予算（第１号）、審査の結果、承認すべきものと決定しました。

経過及び理由は、平成１７年度由布市老人保健特別会計で、国庫負担金が歳入予算に比べ不足を来たし補てんが確定した。「必要が予想」と書かれております。訂正願います。補てんが確定したため不足金３，８３８万８，０００円を追加する専決処分をしたものです。

原案のとおり承認すべきものと決しました。

次いで、議案第７８号由布市障害者自立支援条例の制定について、審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。

経過及び理由は、障害者自立支援法施行に伴う条例制定のため、まず審査会委員の定数を定めるものです。原案可決すべきものと決しました。

次いで、議案第８２号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第８３号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の決定について、以上２件審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。

上記２議案は、由布市湯布院福祉センター及び由布市挾間老人福祉センターの指定管理者を指定するものです。

原案可決すべきものと決しました。

ただし、以前から指摘されているように、委託者と受託者が同じ人物であることの不条理を解消すべく専門的知識と技術を有して、社会的弱者の立場を理解する方を指定管理者である社会福祉協議会の会長として早急に選定するよう、重ねて要望を付しておきます。

次いで、議案第８９号中依地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９０号佐土原地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９１号山崎地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９２号平地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９３号鮎川地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９４号上津々良地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９５号小平地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９６号水地地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９７号中島地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９８号槐木地区集会所の指定管理者の指定について、議案第９９号東石松地区集会所の指定管理者の指定について、議案第１００号石光地区集会所の指定管理者の指定について、議案第１０１号塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について、議案第１０２号並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について、議案第１０３号若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について、議案第１０４号

荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について、議案第１０５号畑地区自治公民館の指定管理者の指定について、議案第１０７号由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について、議案第１０８号由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について、議案第１０９号由布市前徳の農業研修所の指定管理者の指定について、議案第１１０号由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について、議案第１１１号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について、議案第１１２号中台老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第１１３号茅場老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第１２１号内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について、以上２５件、審査の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

上記２４議案に関しては、由布市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。次の条件を満たすことを前提に原案可決すべきものと決定します。

一つ、指定管理対象施設の指定管理者を指定するに際し、管理者及び利用者となる地域住民の総意に基づく合意形成の確認。

二つ、指定管理の期間が終了後は地元への払い下げが想定されていることを視野に入れた制度であることの周知。

三つ、改築・増築・修理等に関しては、原則として由布市自治公民館等整備補助交付規則（平成１７年規則第６３号）によることを協定書に盛り込み明示すること。

以上、３点を協定締結時には協定文に文言として盛り込むこと。

なお、少数意見として平成１５年には指定管理者制度が導入されることがわかっていながら、市民に対して丁寧な説明がありませんでした。合併による混乱とはいえ行政の怠慢であり、猛省をうながすべきとの意見があったことを申し添えます。

続きまして、議案第１１５号事務の日出町との事務委託の協議についてです。

審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。

経過理由は、証明書等の交付等の事務を日出町との間で相互に委託するためのものです。

原案可決すべきものと決しました。

続いて、議案第１１７号平成１８年度由布市一般会計補正予算（第１号）について、審査の結果、原案可決すべきものと決定しました。

経過及び理由は、主として国県の支出金の増額による補正です。以下の意見を付して原案可決すべきと決しました。

今後予想される国体準備に関する財政負担の増加に対し、財源確保とともに準備の内容をどこまで行うのか、国体準備室だけでなく関連部局すべてにおける慎重な議論の上で限度の設定を行うべきです。

以上、本委員会に付託されました、承認６件、議案３０件の審査報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。
- 建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の審査報告の結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案４件、承認１件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０３条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程は、６月２０、２１、２２日の３日間、審議者は全議員でございます。現地調査は６月２０日９時から。

１の議案第８７号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について、議案第１１４号市道路線の認定について、以上２件について現地調査を行い、確認をいたしました。委員会は第３委員会室におきまして、担当課は、建設課・契約管理課でございます。

次に、審議結果でございますが、議案第８１号由布市市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市営住宅武宮住宅の廃止の案件については、当委員会で十分な協議が必要との見解に達しましたので、再度議案の上程をお願いし、条例の改正部分のみ報告をいたします。

審査の結果でございますが、原案可決でございます。

この条例は、上位法の改正により、「既存入居者と同居している者の世帯構成及び心身の状況からみて」とあり、身障者手帳、福祉手帳の所持者、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）による裁判所からの保護命令を受けている者等の弱者救済軸の拡大を行うもので、原案可決といたします。

議案第８７号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について、審査の結果でございますが、原案可決でございます。

由布市乙丸温泉館の指定について、現地調査を行う中、地元自治委員及び担当課から詳細な説明を受けました。この施設の管理運営については、これまでに地元の乙丸区が行ってきたこと。また、この施設は地域に密着した施設であり、他の団体の指定にはそぐわないこと等から、当委員会が審議を行った結果、施設も既に老朽化しており、大規模な改修工事が先々予想されるだけに、こうした点には慎重な対処方の意見を付して、原案可決といたします。

次に、承認第９号平成１７年度由布市一般会計補正予算（第３号）、審査の結果は原案可決でございます。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ２３８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１００億４３４万４，０００円と定めるものです。

審議の結果、原案可決といたします。

議案第１１４号市道路線の認定について、審議の結果でございますが、原案否決でございます。

経過及び理由でございますが、この案件については、路線名、１、中ノ尾線、総延長４６８メー

ター、幅員３メートル、２、内川野線、総延長１１０メートル、幅員３メートル、３、森山線、総延長２４０メートル、幅員３メートルの３路線であります。

現地視察を行う中、担当課より詳細な説明を受け、慎重なる審議を重ねた結果、中ノ尾線については、起点、終点ともに市道に隣接しており、地域住民の生活道路としての必要性は十分理解できるが、他の２路線については、転回場所等もなく行きどまり状態、民家もなく林道に通じる道路で、市道としての必要性和基準を満たせる状況下でないとの判断に決しました。しかしながら、３路線を１議案に提出された議案は、１路線認定されても他の２路線が認定されない場合は、３路線とも否決にせざるを得ない議案には非常に困難を極めました。

今後、市道認定等の提出議案については、各１路線ごとに提出されるのが望ましいとの意見を付して、全会一致にて否決といたします。

議案第１１７号平成１８年度由布市一般会計補正予算（第１号）について、審査の結果、原案可決でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３５６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１４６億１，９６１万７，０００円と定めるものです。

異議なく原案可決といたします。

以上で建設水道常任委員会の報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。
- 観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の西郡均です。本委員会に付託された事件は、６月２０日、６月２１日、本会議終了後、委員全員が出席し、審査を行いました。それぞれ午後には現地調査も行いました。

承認第９号専決処分の承認を求めることについて「平成１７年度由布市一般会計補正予算（第３号）」については、当委員会の所管する事項は、旧湯布院町の優良基礎雌牛導入資金貸付金の返還金を雑入で入金し、その全額を由布市優良基礎牛貸付金に積み立てる補正を全員一致で承認いたしました。

議案第６９号由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例については、牛に関する基金を統合するため由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止し、次の議案第７１号で由布市基礎牛貸付基金条例を制定するものであります。ほかにも由布市肉用牛特別導入事業基金条例や由布市家畜導入事業資金供給事業基金条例などあるが、県の補助金の関係でこれらを統合できないというふうにお伺いしました。

当委員会は、審査の結果として原案を可決するものと決定いたしました。

議案第７１号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定については、議案第６９号で由布市肉用仔牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止し、今回の由布市基礎牛貸付基金条

例を制定するものであります。

本委員会では、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第 7 2 号由布市城ヶ原農村公園条例の制定について。

これまでの由布市城ヶ原農村公園条例を全部改正し、今回指定管理者の管理を可能とする条例をつくるものであります。

委員会は、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第 8 4 号由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定について。

奥江 3 戸で始めた休暇村センターだが、高齢などの理由で 2 戸となった。払い下げの計画であるが、類似する個人経営の温泉宿泊施設の投資に比べて特別扱いの印象を与えることのないよう配慮が必要。

ということで、当委員会は、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第 8 6 号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定について、委員会は、かぐらちゃやグループ代表の首藤久美子氏に面談し、やる気と見通しについての見解を伺った。大変だが経営を軌道に乗せようとする真剣さが伺えたので、委員会としては、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第 1 1 7 号平成 1 8 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）について。

当委員会の所管する陣屋の村の修繕費に関しては、宿泊棟内の浴室のみのボイラー、循環ろ過装置の改修に充てる経費だが、長期的視野に立って宿泊棟内の浴室と外の温泉間を別々に維持管理するのではなく、湯量と保温を統一的適切に管理できる改善計画が当委員会及びこの議会の認められるに至るまで予算の執行を停止することを担当課と合意し、それ以外の予算執行に影響を与えないために、平成 1 8 年度由布市一般会計補正予算（第 1 号）については原案を可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 1 1 8 号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について。

委員会は、6 月 2 1 日、陣屋市場代表の安部末子氏と面談し、やる気と見通しについて見解を伺った。将来的には農協へ払い下げる予定であることも含めて理解しており、指定管理者として管理する意欲が伺えたので、当委員会は原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第 1 1 9 号由布市癩癩済みません、農村健康交流センターの間に「川西」というのを入れてください。癩癩由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について、審査の結果、委員会は 6 月 2 1 日、川西校区管理組合代表者の川上克明氏に面談し、やる気と見通しについて見解を伺った。払い下げを視野に検討中であったが、指定管理者の期間があればその準備に組合員の意思統一もはかれるなど、指定管理者として管理する意欲が伺えたので、当委員会としては可決すべきものと決定をいたしました。

議案第１２０号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について、委員会は、６月２１日、下湯平地域特産物加工所管理組合代表者の渡辺久米雄氏に面談し、やる気と見通しについて見解を伺った。民家での加工所から３０年の歴史があり、経営も順調である。唯一後継者の育成が課題だが、指定管理者として管理する意欲が伺えたので、当委員会としては原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、決算特別委員会委員長、久保博義君。
- 決算特別委員会委員長（久保 博義君） それでは、決算審査特別委員会に付託されました認定第１号から認定１７について審査を行いましたので、その結果について報告させていただきます。

まず、認定１号平成１７年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定から認定第１６号平成１７年度湯布院町水道事業会計収支決算についてまで、１６件を一括して報告させていただきます。

審査の結果につきましては、１６件の原案すべてを認定すべきものと決定いたしました。

経過及び理由ですが、この１６件の原案は、旧３町における平成１７年度の一般会計及び特別事業会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計収支決算の認定でございます。

これらの原案の審査を行うには、３町それぞれの町勢や財政状況を理解または把握していることが重要なことから、３町それぞれの出身地別による議員で構成しました、挾間町、庄内町、湯布院町特別癩癩大変恐れ入ります。「小」に変えてください。癩癩小委員会を設置し、関係する原案の審査を行っていただきました。

この内容ですが、挾間町小委員会（丹生文雄委員長ほか７名）では、認定第１号、認定１５号の２件、庄内町小委員会（山村博司委員長ほか７名）では、認定２号、認定３号、裏面をお願いします。認定４号、認定５号、認定６号、認定７の６件、湯布院町小委員会（佐藤正委員長ほか８名）では、認定８号、認定９号、認定１０号、認定１１号、認定１２号、認定１３号、認定１４号、認定１６号の８件について審査をお願いをいたしたところでございます。

審査となった結果につきましては、３町の小委員会とも原案を認定することと決定いたしました。

なお、審査経過及び決定理由につきましては、各委員長からこの後報告をお願いいたします。

次に、認定第１７号平成１７年度大分地域消防組一般会計歳入歳出決算の認定について報告します。

審査の結果については、原案を認定すべきものと決定いたしました。

経過及び理由ですが、６月１５日、全委員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。歳

入総額３億９,８９４万２,０００円、歳出総額２億７,９０７万８,０００円、歳入歳出差引額１億１,９８６万４,０００円、実質収支額１億１,９８６万４,０００円で異議なく認定するものと決定しました。

以上で報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、挾間町小委員会委員長、丹生文雄君。
- 挾間町小委員会委員長（丹生 文雄君） それでは、挾間町小委員会委員長の丹生文雄です。挾間町小委員会の審査結果報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第１０３条の規定により報告いたします。

開催日時は、平成１８年６月１６日、１９日であります。場所は、挾間庁舎４階全員協議会室です。委員は、二宮英俊議員、淵野けさ子議員、西郡均議員、小野二三人議員、工藤安雄議員、田中真理子議員、利光直人議員、以上であります。

委員会に付託されました、認定第１号平成１７年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果は認定すべきものと決定をいたしました。

経過及び理由は、平成１７年度挾間町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算につきましては、合併による打ち切り決算であり、歳入未済額、不用額とも由布市に引き継ぐものであります。全委員出席のもと、旧町の関係課長等の詳細な説明を受け、慎重審議の結果、認定といたしました。

なお、一般会計では、１億１,２９３万６,０００円の赤字決算につきましては、平成１６年度災害復旧費約５億円の繰越工事がほとんど完成し、工事代金の支払いが終わっており、充当する財源であります。国、県補助金、町債が収入未済となっているためです。また、国民健康保険特別会計での５,４８３万７,０００円の赤字につきましては、国保税の当初課税が６月からの課税となっているのが主な要因です。

裏面をお開きください。認定第１５号平成１７年度挾間町水道事業会計収支決算の認定について、審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

経過及び理由ですが、平成１７年度挾間町水道事業会計収支決算につきましても打ち切り決算であります。

水道課長より詳細な説明を受け、慎重審議の結果、認定といたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、庄内町小委員会委員長、山村博司君。
- 庄内町小委員会委員長（山村 博司君） 皆さん、おはようございます。庄内町決算特別委員会小委員長の山村博司です。

去る６月１５日、本会議において付託されました平成１７年度庄内町決算特別委員会について、審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、６月１６日と１９日の２日間、午前９時より庄内庁舎３階会議室において、前総務課長の久保課長と担当課長、担当者の出席を求め、平成１７年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について６件説明を受け、委員全員で慎重に審議を行いました。

会議規則１０３条の規定に基づき報告をいたします。

議案、認定第２号平成１７年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果は、全員認定すべきと決定。

経過及び理由、これは予算現額６１億２,８９３万１,０００円で、収入済み額２７億２,１０９万４,０００円、支出済み額２３億８,７７５万５,０００円で、執行率３９％、差引額３億３,３３９万４,０００円です。

歳出の主なものは、合併を控えて電算整備や生活環境の整備、福祉（児童・老人・障害）の充実、道路の新設と維持、住宅の建設等であり、町政の基本施策に基づいた歳出であり、認定すべきと決定しました。

議案、認定第３号平成１７年度庄内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果は、全員認定すべきと決定しました。

経過と理由、これは予算現額１０億１,７８万４,０００円で、収入済み額４億２,３０５万６,０００円、支出済み額４億１,６１１万１,０００円で、執行率４１.５％、差引額６,９４万５,０００円です。

歳出の主なものについては、保険給付費２億７,９７８万８,０００円、老人保健拠出金９,５６７万９,０００円であり、国民健康保険を堅持するための予算であります。

議案、認定第４号平成１７年度庄内町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果は、全員認定すべきと決定。

経過及び理由、これは、予算現額１６億１,６２４万４,０００円で、収入済み額７億３,４９１万６,０００円、支出済み額７億３,１７３万９,０００円、執行率４５.３％、差引額３,１７万９,０００円です。

歳出の主なものは、医療給付費７億１,３４９万５,０００円で９７％を占めており、意見として、年々高齢化が上昇する中で、庄内町は３３.１％の高齢化率であります。医療費の抑制に向けた施策が今後必要であるとの意見であり、全員一致で認定すべきと決しました。

議案、認定第５号平成１７年度庄内町介護保険特別会計歳入歳出の決算について、審査の結果は、全員認定すべきと決定。

経過と理由、これは予算現額８億７,９６３万２,０００円で、収入済み額４億１,３３９万

8,000円、支出済み額3億7,379万4,000円、執行率42.5%、差引額4,061万4,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス諸費3億4,113万3,000円で91.2%を占めており、介護予防を重視した予算となっております。

議案、認定第6号平成17年度庄内町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全員認定すべきと決定。

経過及び理由、これは予算現額5,752万9,000円で、収入済み額3,721万3,000円、支出済み額2,700万9,000円、執行率46.9%、差し引き1,020万4,000円です。歳出は、償還金1,716万円、ほか一般管理及び管理委託など維持管理に伴う経費が主なものです。

議案、認定第7号平成17年度庄内町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全員認定すべきと決定。

経過と理由、これは、予算現額2億3,267万8,000円で、収入済み額8,506万3,000円、支出済み額8,262万2,000円、執行率35.5%、差引額244万1,000円です。

歳出の主なものは、償還金利子3,699万4,000円、総務管理費8,262万1,000円、工事請負費912万6,000円が主なものであります。

この決算は、住民へ安全で安心した飲料水を提供するための経費が主なものであり、全員一致で認定すべきと決定しました。

以上で、平成17年度一般会計歳入歳出決算議案6件について報告を終わります。

- 議長（後藤 憲次君） 次に、湯布院町小委員会委員長、佐藤正君。
- 湯布院町小委員会委員長（佐藤 正君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

審査状況でございますが、日時は、平成18年の6月16日10時から分でございます。場所は、湯布院庁舎コミセン大ホール、出席者は湯布院出身議員全議員でございます。

執行部から佐藤局長、ほか旧湯布院町担当課長ほか担当者でございます。事務局は衛藤主幹でございます。

では、審査結果でございますが、認定第8号平成17年度湯布院町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果でございますが、全会一致にて承認すべきものと決定いたしました。

経過及び理由でございますが、歳入総額23億9,447万4,030円、歳出総額23億472万2,559円、歳入歳出差引額8,975万1,471円、実質収支額8,975万1,471円であります。

歳出の主なものとして、２款７目１３節委託料、庁舎改修工事設計監理料、４９３万５,０００円、１５節庁舎改修工事前払い金５２０万円、９款２目１９節負担金補助交付金大分地域消防組合負担金１億２,９９０万円であり、審議の結果、承認いたしました。

認定第９号、平成１７年度湯布院町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定いたしました。

経過、理由でございますが、歳入総額４億８,５６０万７,２２３円、歳出総額４億５,４７８万７,２８６円、歳入差引額３,０８１万９,９３７円、実質収支額３,０８１万９,９３７円であります。

審議の結果、承認いたしました。

認定第１０号平成１７年度湯布院町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定。

経過、理由、歳入総額７億２,８３７万５,５９６円、歳出総額６億９,４１１万８,９６７円、歳入歳出差引額３,４２５万６,６２９円、実質収支額３,４２５万６,６２９円であります。

審議の結果、承認としました。

認定第１１号平成１７年度湯布院町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定いたしました。

経過、理由、歳入総額３億７,４５５万７,１６５円、歳出総額３億２,０８２万２,１９４円、歳入歳出差引額５,３７３万４,９７１円、実質収支額５,３７３万４,９７１円であります。

審議の結果、承認としました。

認定第１２号平成１７年度湯布院町健康温泉館事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定。

経過、理由、歳入総額１億６,１０９万５,５８７円、歳出総額８,５８２万７,３２３円、歳入歳出差引額７,６０７万８,２６４円、実質収支額７,６０７万８,２６４円であります。

主として、歳入１款健康温泉館収入（売上、使用料）の１,４２６万７,５８７円と一般会計からの繰入金１億４,７６３万８,０００円であり、歳出健康温泉館管理費２,７８６万２,５４２円、施設管理費１,４８４万４,７９４円、公債費４,３１１万９,９８６円であり、審議の結果、異議なく承認いたしました。

認定第１３号平成１７年度湯布院町久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定。

経過、理由、歳入総額３,２２２万５,４４２円、歳出総額３,２２２万５,４４２円、歳入歳出差引額０円、実質収支額０円であります。

審議の結果、異議なく承認いたしました。

認定第14号平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定。

経過及び理由、歳入総額5,661万8,343円、歳出総額7,144万5,475円、歳入歳出差引額1,478万7,132円、実質収支額1,478万7,132円であります。

平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入総額5,661万8,343円で、歳出総額7,140万5,475円となり、平成17年度途中により歳入の国・県補助金並びに簡易水道事業債が歳入されていないため、歳入歳出差引額、減額の1,478万7,132円の実質収支額となっており、この不足額については歳計現金の繰替運用の充当であり、審議の結果、異議なく承認としました。

認定第16号平成17年度湯布院町水道事業会計収支決算の認定について、審査の結果、全会一致にて承認すべきものと決定。

経過、理由、平成17年度水道事業損益計算書の収益的収入及び支出は、水道事業収益9,586万2,955円、水道事業費用8,314万9,862円で、収益から費用を差し引いた額1,271万3,093円の準利益が生じ、前年度繰越利益剰余金79万4,788円を加えた1,350万7,081円が当年度未処分利益剰余金で、減債積立金500万円、建設改良積立金800万円として積み立て、50万7,881円を由布市へ繰越利益剰余金とするものであり、審議の結果、異議なく承認といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 憲次君） 以上で、各委員会の報告が終わりました。

ここで、議案第81号について修正の申し出がありましたので、許可しております。産業建設部長。

○産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長の篠田です。議長のお許しをいただきましたので、議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案第81号由布市市営住宅条例の一部改正についてでございます。この議案につきましては、公営住宅法施行令の一部改正に伴う条例の改正とともに由布市武宮住宅の廃止を提案した条例でございますが、この条例が、住宅の廃止につきましては、特に重要な公の施設の廃止に関する条例ということで、条例の項に当たるということで、これにつきましては9月の議会で再度提案をさせていただきたいということで、本議案につきまして、別表第1中「由布市営武竹宮住宅の項を削る」という条文につきまして削除をさせていただきたいということで、よろしく願いしたいと思います。この分につきましては、9月議会で再度提案するというので、提案理由につきましても、「この公営住宅法施行令の一部改正に伴い、公募によらず市営住宅に入居させることができる事由を拡大したいので提出する」という提案理由に訂正をいたしますので、どうぞよろ

以上です。

午前11時45分休憩

午後 1 時00分再開

これより各議案の審議に入ります。

○議員（８番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねいたします。

1つは、この報告は地方議会活性化の方策平成10年に出されたものなんですけれども、その中でも特別開発公社等については議会で審議できるようにしなさいというふうなことで全国これは町村会なんですけれども、町村会で積極的に取り組みをやっているところであります。とりわけ市議会はそれが進んでて報告議案として議会にかけられています。その審議に理事である議員が加わることの是非について委員会で検討したのかどうか、まず第1に伺いたいと思います。

3点目は、公社の理事に特別職、一般職でないとは言え3万円を、年間3万円の報酬を支払うというのは法外ではないかと。

○議長（後藤 憲次君） 総務委員長。

この4点についてですが、当然総務常任委員会におきましても慎重審議を行っております。結果から言いますと、これはすべて問題なしとそういうふうに結論が出ております。しかし、それでは恐らく納得しませんので、少しでも内容を説明したいと思います。

- 300 -

になっておりますけれども、同じく26条の2で役員になることはやぶさかでないと大いに結構ということになっておりますので、これも問題ないかと思っております。

続いて、2番目の営業収入を得ることを目的としない公益法人の住民税はどうなっているのかということですが、土地開発公社の課税の特例によって法人税は納付の必要ない。しかし、均等割についてはこれはもう当然課税をされるとそういうふうに説明を受けております。

それから、3番目の3万円の報酬については、これは総務委員会の中でもこの業務に対する正当な対価であるというふうに判断をしております。まだ、中にはもう少し出していいんじゃないか、低いんじゃないかという人もおりましたけれども、正当な判断とそういうふうに総務委員会の中では意見がまとまっております。

それから、4番目の食料費20万円は法外であるという件ですが、これももちろんこの土地開発公社は理事会が最高決議機関ですから、理事会の議決を得てそして、議会に報告するという報告案件でありますからこの20万円についても特に私ども特別な意見はつけておりません。できたら議会からこういう意見が出ておりますので今後十分検討してくださいということで終わっております。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 法的に問題はないというのは当然なんです。議員の中にも議論がありましたように、社会福祉協議会、発注者側と受注者側、指定管理者の指定する方と指定される方が同じのはおかしいじゃないかと、しかし、法的には問題ないわけです。しかし、そういう不合理なやつをきちっと正すのが議会ですから、当然理事者としてその理事会に関与しておれば、この審議から除斥されるのが当然ですから議長みずから退席するか、あるいは除斥を求めるというのが当然なんです。そういうことがまともに議論されない総務委員会というのを悲しく思います。さらに報酬3万円あるいは食料費20万円が報酬に至っては少ないんじゃないかという委員もいたなんちゅうことです。これはもう論外です。そういうことが平気で議論されること自体私はちょっと悲しさよりも何か情けなさを覚えます。後は反対討論したいと思います。

○議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論がありますので許可します。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 開発公社というのは、もう、私たち町村の段階でも5,600団体というべらぼうな数の開発公社があってそれぞれが土地開発から公社いろいろ第3セクターのやり方も含めてかなり手広くいろんな事業をやっているんです。そういう執行機関の一翼を担う

機関に議員が関与して、それも除斥を求めずにその案件を審議するなどということは平気で行われるということ自体異常な事態だというふうに私は今思います。とりわけ法人税を課されないということはいわゆるその団体が公益性があるから法人税課さないんです。事業収入があれば当然法人税も課されるんですよ。事業を手広くやれば、一定の金額以上あれば、しかし、事業収入を得ない目的でいわゆる一般会計から経費等あるいは利息等捻出して、そして運営する団体ということでもう全く住民税支払うという理由は法人税を減免される理事と同じように減免されてしかるべきだと、免除されてしかるべきということをやっぱりきちっと主張すべきだというふうに思います。

して、また、報酬あるいは食料費についてこういうことを平気で捻出する、支出するということとはやってはならんし、許されないことだというふうに考えます。皆さん気にしていないようにありますけれども、これ住民感情としては全く理解できるものではないというふうに思います。

以上で反対討論とします。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第4、報告第4号平成17年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので許可します。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねいたします。一般質問の質疑の経過の中でも触れましたけれども、幾つか指摘したいと思います。

1つは、昨年12月1日に市の監査委員を幹事に選任しています。開発公社の内規というのを見せていただいたら識見の監査委員を幹事にするようになっているんです。湯布院町の方がもとだというふうに思うんですけども、湯布院が間違っていたんです。挾間町の場合は早くそれに気がついて監査委員からの申し出に基づいて取りやめました。理由は法定で定められた開発公社の監査ができなくなるからという理由であります。したがって、そういうことがわかるにも係わらずあえて由布市土地開発公社の幹事に監査委員を就任させたということに対して総務委員会ではどういうふうに検討したのか。

2つ目は、さらにことしに入って1月30日に議会議長と副議長、執行部の一員の理事に選任

しているわけです。このことの是非についても先ほど何かわけわからんこと言いましたけれども、もう一度お答えください。

3点目に、議長も副議長も議会本来の仕事が審議ができなくなる、いわゆる除斥案件に該当して退席しなきゃならんと、あるいは幹事もまた監査ができなくなると言わば本来の仕事をできなくする効果を狙ったと思える就任要請なんです。それを受託しているわけですから、それに対して1人3万円を出すちゅうことは賄賂と同じなんです。そういうことを考えなかったのかどうかお尋ねしたいと思います。

4点目は、販売費及び一般管理費に4万2,700円の会食費というのが載っています。外部のものと会食したというなら一定の目安があって1人何千円というのが決められています。しかし、理事者同志で会食してこれを支払ったとすると、これはもう違法なんですよ。俗に言う官官接待ちゅうやつです。金額がちょっとあれですけど、さっきの20万円と照らし合わせて考えればそんなにわからん話じゃないと思います。

5点目に、キャッシュフロー計算書ちゅうのがついてます。定められた何々を出しなさいという指定された書類の中にはキャッシュフローなる言葉はないんですけども、横文字が苦手なんです、キャッシュフロー計算書とは何ですか。

また、その中に書いている受取利息額が金額が相違しているのはどうしてかということを質疑の中でも言いましたけれども、委員会でも検討されているのか。

6点目に、最後に、一般補助金収入として352万5,216円を受け入れています。妥当性が全くないんです。次年度に繰り越していますから、利息以外は。本来こういことをやっちゃいかんのですよ。そういうことについて総務委員会としてどういう議論がされたのか、全く検討されてなかったのかそこ辺を教えていただきたいと思います。

○議長（後藤 憲次君） 総務委員長、生野征平君。

○総務常任委員長（生野 征平君） 西郡議員の質問にお答えをしたいと思います。

報告4号についてですが、4号の1番、指摘の1番ですが、これは事務局としても、総務委員会としても事務局の職員を来ていただいて詳細説明を受けました。委員全員この件については問題ないとそういうふうに委員会では決まっております。

それから、2番目の2006年1月30日のこの件ですけども、これも先ほど報告3号で説明しましたように、全くそのようで問題がないということになっております。

次の監査委員1人当たり副議長3万円の報酬は高いんじゃないかということですけども、これも理事者側は開発公社ですから私どもは一応報告を受けるとそういうことになっておりますので、委員会の審議の結果は土地開発公社の事務局に重々そのことは話をしておきました。

それから、4番目の販売費及び一般管理費4万2,700円会食費と官官接待とそのようなこ

とにお尋ねのようでございますけれども、これも事務局の方には十分検討するようにお願いをしておきましたし、総務委員会としても十分この件については調査をいたしました。

それから、5番目がキャッシュフロー計算書、キャッシュフローいわゆるこれはもう現金の流れです。現金の流れを示す書類です。ですから、このキャッシュフローについてはこの預金の中については定期預金の利息は一切含まれません。定期預金でも3カ月未満についてはまた別ですが、から、3カ月以上の定期預金については一般普通預金にはこれはもう企業会計ですから、この中には入ってきませんので、これはもうそういうことになっております。

それから、補助金の関係ですけども、352万5,216円必要だったのかということですけども、これも審査の結果、これは借入金の利息ということで理解を賜りたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 大体事務局には重々言っていて事務局が重々聞くかどうかということと今後に期待したいんですけども、今最後に言いました借入金そのものについてはキャッシュフロー計算書の真ん中辺に利息支払い額という金額があります。235万2,292円それが支払い額なんです。したがって、その差額の100何10万円というお金は必要ないお金であったんじゃないですか。まだ、支払い予定が直後に何か控えているんでしょうか。まだあるん。いいです。

○議長（後藤 憲次君） 答弁いいですか。

○議員（8番 西郡 均君） はい。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 本来こういうときにきちっと議会のチェック機能果たすべきなんですよ。にも係わらず事務局の説明ですべてそれを納得したみたいなことで終わってもらっちゃ困るんです。やっぱり厳重に事務局に言うて後は事務局の方で何かやってくれるだろうみたいなこと期待するんじゃなくてこれこれをしなさいと、これこれはもうやるべきではないから来年度きちっとしなさいというような形でくぎを刺すというのが委員会の仕事だというふうに思います。そういう点では生ぬるいやり方をやっぱ指摘してこの報告4号については反対をいたします。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより報告第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、報告第5号平成17年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第1号平成17年度挾間町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。西郡均君。

- 議員（8番 西郡 均君） 挾間町の一般会計並びに特別会計歳入歳出決算については、合併を前提にした予算執行で特に挾間の議会で問題になったんですけども、環境監視員の廃止や子供の廃品回収補助を打ち切るなど議会の意見も聞かず住民の声に耳を傾けない政策決定でした。特に指摘したいのは、いまだに同和行政に執着する部落開放同盟という運動団体に気兼ねしていたところで必要もない同和関連予算を執行したことであります。

2つ目に、特別会計の国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、大分郡3町とも1人当たり6万円という保険税でした。ところが挾間町だけ合併直前に2万円の大幅な値上げをして合併後は挾間にあわせるというルールを敷いた予算執行でありました。そういうことに関して挾間町のこの一般会計並びに特別会計歳入歳出決算は認定することに反対であります。

- 議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告の

とおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第2号平成17年度庄内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第7号平成17年度庄内町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6件を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより認定第2号から認定第7号までの6件を一括採決します。本案6件に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案6件は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第13、認定第8号平成17年度湯布院町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第19、認定第14号平成17年度湯布院町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題として質疑、討論を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより認定第8号から認定第14号までの7件を一括採決します。本案7件に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案7件は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第20、認定第15号平成17年度挾間町水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより認定第15号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第21、認定第16号平成17年度湯布院町水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、認定第16号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第22、認定第17号平成17年度大分地域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより認定第17号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第23、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

反対討論がありますので許可します。西郡均君。

- 議員（8番 西郡 均君） 承認第3号由布市税条例の一部を改正する条例について反対をいたします。1つは、年金特別控除などの廃止でことしの税金国保税も含めて悲鳴が上がっております。さらにその上今条例でも定率減税の廃止が載っています。

2つ目に、負担水準に応じて負担調整措置のパーセント加算し、これでは課税評価額が工事価格の7割に急接近する方式であります。

以上の点で反対をいたします。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第24、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論、反対討論がありますので許可します。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 先ほどの税では庶民増税であります。庶民には増税でこうした進出企業には優遇税制というのは認められません。反対いたします。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第25、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を議題して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第２６、承認第６号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。西郡均君。

○議員（８番 西郡 均君） 承認６号由布市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分については、２つあります。

１つは、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止による国保税の負担控除、これはいい方向なんですけども、これ２カ年で終わりというのは余りにも酷すぎるというふうに思います。

２つ目は、介護保険料の限度額を８万円から９万円にすることに対して、これいずれも反対の理由であります。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより承認第６号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員２５名中起立２４名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第２７、承認第７号専決処分の承認を求めることについて「大分県退職手当組合理約の一部を変更する規約」並びに日程第２８、承認第８号専決処分の承認を求めることについて「大分県消防補償等組合理約の一部を変更する規約」の２件を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第７号及び承認第８号を一括採決します。本案２件に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員２５名中起立２５名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案２件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第２９、承認第９号専決処分の承認を求めることについて「平成１７年度由布市一般会計補正予算（第３号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。（発言する者あり）これで討論を終わります。

これより承認第9号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第30、承認第10号専決処分の承認を求めることについて「平成17年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

- 議員（8番 西郡 均君） ちょっと気になったんですけども、委員長にお尋ねします。国保会計の予備費の金額がべらぼうな金額になっている部分については委員会で何か議論された経過あるでしょうか。2億3,000万円ですか。

- 議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長、溝口泰章君。

- 文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

この金額についての討議、議論は行っておりません。ただ、大きく金額の大きさには当然こんなにいくのかというふうな言葉はございました。

以上です。

- 議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。西郡均君。反対討論からお願いします。

- 議員（8番 西郡 均君） 反対討論になるかというのはわからんですけど、先ほど挾間町の特別会計のところでも言いました。直前にべらぼうな国保税の値上げをして決算をして見ないとわからないというような論法で値上げをしたんです。その結果が先ほど出した予備費の2億3,000万円になるんじゃないかなというように思います。5月の出納閉鎖を待たなければ結末がどういうふうになるかわかりませんが、それだけ見てもずさんな挾間町の国保会計がそのままあらわれた補正予算になったんじゃないかというように思ってこれには一言くぎを刺しておきたいと思います。

- 議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより承認第 10 号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 31、承認第 11 号専決処分の承認を求めることについて「平成 17 年度由布市湯布院健康温泉館特別会計補正予算（第 1 号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第 11 号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 32、承認第 12 号専決処分の承認を求めることについて「平成 18 年度由布市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）」についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第 12 号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 33、議案第 69 号由布市肉用子牛貸付基金条例及び由布市優良基礎雌牛導入基金条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第 69 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本

案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第71号由布市優良基礎牛貸付基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第72号由布市城ヶ原農村公園条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第72号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第76号由布市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。西郡均君。

- 議員（8番 西郡 均君） 特別職に対してはそうまでないんですけど、一般職の給料5%カットするということはやっぱりやっちゃあいけんことだというふうに思います。むしろそれよりも優秀な職員、幹部職員を育ててほしいというお願いをしておきたいと思います。

- 議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第77号由布市職員等の旅費の特例に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

- 議員（8番 西郡 均君） これも給料カットと同じですけども、こういうことをやらんできちっと支払って、そして、それ以上のやっぱり能力を引き出してほしいというふうにお願いしたいと思います。

- 議長（後藤 憲次君） 質疑ですが、討論ですか。（「反対討論」と呼ぶ者あり）これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第78号由布市障害者自立支援条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第79号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第81号由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を省略し、これより議案第 8 1 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

ここで休憩をします。14時から再開します。

癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢癢

次に、日程第４１、議案第８２号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第７０、議案第１１３号由布市茅場老人憩いの家の指定管理者の指定についてまで３０議案について一括議題として質疑、討論を行います。質疑ありませんか。３番、立川剛志君。

類似する委員会等にも他の委員長さんでもしその辺を検討されている方がいたら私に免じて御
回答していただきたいんですが、よろしくお願いします。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 委員会の中ではございませんけれども、確認した覚えがありますので、ちょっとその件についてお伝えしたいと思います。

- 314 -

お伝えして今後のリスクについての、例えば請け負った後の建物によって生じた身体の被害とかけがなんかですね。そういうものに対してのリスクをきちんと保障する保険に入るようにということは想定されている指定管理者にお伝えしているということは伺いました。

○議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

○議員（３番 立川 剛志君） 私が一番心配しているのは、建物保険の方が今多分湯布院の集会所等は自治区がすべて建物保険掛け捨て保険等に入っていると思うんですが、今後それが市の今財産になっているんで市が掛けるのか。今までどおり地区に掛けさせるのかその辺の明確化をはっきりしておいて契約してほしいということで（発言する者あり）その点お願いいたします。

○議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

○産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。自治公民館それから指定管理の関係で今施設の関係で今議案を出しておりますが、それぞれの施設につきましては市有財産という位置づけから建物の保険等につきましては市の方が掛けるのが本当のことだと思っております。今の状況の中を湯布院町の自治公民館あたりを見ますと、町が保険を掛けていたり、それからまた、それぞれの自治区で保険を掛けていたりというようなことでそれぞれまた自治区で違うようでございますが、指定管理者を地区の方をお願いをするということになりますと、あくまでも市有財産という立場からいきますと市の方が建物の保険を掛けていくというふうに今契約管理課ではその方で、方向で作業進めています。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論がありますので許可します。１番、小林華弥子さん。

○議員（１番 小林華弥子君） 議案第８２号から１１３号までについての一括討論ということで、この中で委員会結果はすべて可決ということですが、今回私は特に８９号から議案８９号から１１１号湯布院の自治公民館の指定管理者の指定についてのみ可決することに反対を申し上げたいというふうに思います。

文教厚生委員会の委員長報告聞きますと、委員会でも大分審議に困難をきわめて難しい判断を迫られたということが伺えまして大変難しい委員会審議には非常に敬意を表したいと思います。しかし、それでも現段階でこの自治区の指定管理者を指定することについては、可決すべきではないということを考えて討論したいと思います。

まず、１点目ですが、委員長報告の中では条件をつけて指定管理者を指定するというふうにして３つの条件をつけております。しかし、議会の規則の中では条件付きの表決というのはできな

いというふうになっております。議員は表決にあたってその表決に条件を設けることができないと、もし、たとえつけてもそれはその議員の単なる希望的意見に過ぎない法的拘束力は持たないというふうに議会規則には決められております。と言うことは、幾らこういう条件をつけてもそれを執行される確証はなく、安易にその確証がないままでこれを条件と議会側だけがとらえて指定管理を指定する、管理者を指定することは避けるべきではないかというふうに思います。

2点目ですが、委員会の方で条件として出されている内容と同じですけれども、今回のこの自治公民館を指定管理者の指定にすることについては余りにも事前説明が不十分であるというふうに思います。自治委員さんを一同に集めてこの指定管理者のこと説明しと言いましたけれども、本来であれば1軒1軒地元地区を回ってそれぞれの自治公民館の状況を調べて、その状況に応じて各自治区と協議をすることが大前提でありまして、それがまだなされていない地元の住民の合意も取られていないということでこの状況で指定すべきではないというふうに思います。

また、3点目としては、将来地元へ払い下げることが前提だというふうに先日の市長の御答弁の中にもありましたけれども、私はそのこと自体が問題だというふうに思っております。そもそもこれらの湯布院町にある自治公民館が行政財産になっているのは過去の社会教育事業の先がけとして行政が設置してきたことの意味を合併したからと言ってすぐにその意味を放棄して将来地元へ払い下げると言うことは安易に言い過ぎているのではないかと。今後もうちょっとこの自治公民館のあり方をきちんと行政として検討する必要があると思います。むしろ合併して今後地域の自治がますます重要になってくる中で地域自治の拠点として行政がこういう施設をきちんと設置づけること、むしろそれを挟間、庄内地域にもそういう設置を義務づける、行政として責任を持つことぐらいが必要ではないかと私は思っています。

また、たとえ100歩譲ってそれでも将来この自治公民館を地元へ払い下げることが前提だというふうに言い切るのであれば、それを今の段階で地元の人たちにきちんと説明をしておくことがどうしても必要だと思います。委員長の報告あるいは執行部の説明を聞きましても将来払い下げというようなことは地元には全然言っていないということであればそういう説明なくして指定管理者を指定するというのは非常に問題だと思います。

4点目、委員長報告の中で、増築改築修理に関しては原則として由布市自治公民館等整備補助交付規則によることを協定書に盛り込めというふうに書いてありますけれども、この点についても私は異議があります。これは先日私が一般質問と質疑させていただいたことに対する答弁と矛盾しておりまして、この由布市の自治公民館の整備補助交付規則というのは旧挟間、庄内町で地元の方々が自分たちで自治公民館を建てる時の補助規則でありまして、少なくとも今回この指定管理者に出そうとしている施設は行政財産であります。行政財産であるものにこの補助規則を適用すべきものではないはずですので、この仕様書の中にこれを盛り込むということに対して私

は反対をいたします。

また、もう１つ、仕様書の中では、今回の議案８９号から１１１号全部まとめた仕様書の中には修繕費等の経費負担区分という表があります。この中に、施設の改修についてあるいは大規模な施設の修繕については由布市が行うというふうに明記をされております。施設の改修などについては由布市が行うという明記がありながらこの規定を適用させるとすると半分半分で地元という節が両方負担しなければならないということで非常に矛盾してしまうというふうに思います。

以上の理由から費用負担ですとか、将来地元に払い下げるのかどうかということあるいは一つ一つの施設についてどういう状況にあるのかということをも十分に協議説明がされていないままに今の状況のままで各自治区に指定管理者を指定してしまうことについては私は議会としては責任が持てないのではないかというふうに思います。今後十分に地元自治区と協議していくというふうに行政側は説明しておりますけれども、今後協議していったときに、じゃあ、その負担のことで協議が整わなかった場合地元と行政側の思惑がうまくあわなかった場合に、いや、議会が議決して指定したのですからというようなことで議会の議決責任にされたのでは私は大変困るというふうに思っております。そういう意味で今の段階でせめてこれらのことが条件がきちんと整理されて地元へ十分に説明し、地元住民がしっかり合意を得た上で議会が議決してもおそくないと思いますので、今の段階で可決すべきではない。せめて継続審議にすべきだと思い反対討論いたします。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これで各議案を採決します。まず、日程第４１、議案第８２号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手25名〕

○議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４２、議案第８３号由布市挾間町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手25名〕

○議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第４３、議案第８４号由布市長期滞在施設奥江休暇村センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定す

ることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手24名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第86号由布市庄内特産品販売所「かぐらちゃや」の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第45、議案第87号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第88号由布市乙丸地区公民館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第47、議案第89号中依地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第48、議案第90号佐土原地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第49、議案第91号山崎地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５０、議案第９２号平地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５１、議案第９３号鮎川地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５２、議案第９４号上津々良地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５３、議案第９５号小平地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５４、議案第９６号水地地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５５、議案第９７号中島地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５６、議案第９８号槐木地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第57、議案第99号東石松地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第58、議案第100号石光地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第59、議案第101号塚原地区自治公民館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第60、議案第102号並柳地区自治公民館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第61、議案第103号若杉地区自治公民館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第62、議案第104号荒木地区自治公民館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第63、議案第105号畑地区自治公民館の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手21名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第64、議案第107号由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第65、議案第108号由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第66、議案第109号由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第67、議案第110号由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第68、議案第111号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員25名中挙手22名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 69、議案第 112 号中台老人憩いの家の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員 25 名中挙手 22 名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 70、議案第 113 号茅場老人憩いの家の指定管理者の指定についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔議員 25 名中挙手 22 名〕

- 議長（後藤 憲次君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案第 82 号から議案第 113 号までの指定管理者の指定についての議案 30 件の採決を終わりました。

次に、日程第 71、議案第 114 号市道路線の認定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。4 番、新井一徳君。

- 議員（4 番 新井 一徳君） 4 番、新井です。委員長報告では否決ということに報告を受けましたが、これは庄内町に係わることなのでちょっと二、三お尋ねしたいと思います。

まず、お聞きしたいのは、委員長報告の中にもありましたけど、市道としての必要性和基準を満たせる状況下でないとの判断ということでもありますけども、その市道認定基準なるものがいつ検討され、決定したのか。それと、告示日がわかればお教えいただきたいと思います。

それと、もう 1 つは、その規定なり、要綱を決めるときに旧庄内町の議会で町道への認定がこの 3 件残っていることは建設水道委員会としては御存じであったのかその辺をお聞きしたいと思います。

- 議長（後藤 憲次君） 建設水道委員長、佐藤正君。
- 建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

必要性あるいは基準がどうなのかという御質問でございますけれども、当委員会で慎重な審議を重ねて担当課から市道認定の基準等々も 3 月あるいは今回の定例議会におきましてお聞きをしました。今その資料は手元にございませんので、後日お届けをいたしますけれども、ただ、必要性がないということにつきましては、転回場所もない、また、行きどまり状態で行き先は林道と民家もないというふうなことで判断をしたところでございます。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。
- 議員（4 番 新井 一徳君） 市道基準にしては告示日は、4 月 1 日ですか。ということで 4 月

1日ということでもいいのかどうかちょっとわかりませんが、この基準要綱を検討する時点でこの庄内町の残りの3件の取り扱いについては協議されなかったのかどうかもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 憲次君） 佐藤正君。

○建設水道常任委員長（佐藤 正君） 委員会の中で旧庄内町の議会に上がりましたことも旧庄内町の議員さんからお聞きをしております。ただ、庄内町に限らず湯布院町もこういう件がございましたけれども、取り下げをした経緯がございます。

それと、基準で幅員が4メートルということの基準はなっておりますけれども、4メートルなくても市長が基準に満たなくても市道に認定できるというような条項がございますけれども、これは削除するように担当課にはお願いをしております。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。三重野精二君。

○議員（22番 三重野精二君） 22番、三重野です。新井議員の言われたことに関連をいたしますが、旧庄内町議会でこれは請願を採択をして、その折に御存じのように、挾間町から何10件というその市道認定が出ました。そのときに随分論議をされた問題だと思います。そのときにここにおられる市長がまた庄内の当時の課長または助役につきましても、こういう合併を前に残っておる3件について出すことが非常にやっぱし問題であろうということで挾間町の何10件かについてはそのときにこれだけ論議をされたのになおかつ追い打ちをかけて庄内が3件もこれは同時に出した問題じゃないんです。何回かにわけて1件ずつ出したこの案件であります。やはり旧庄内町議会がはいじゃあ、審議の段階で挾間町から出た何10件というもののの中に1カ所もそういう行きどまりの道路がなかったかというようなこともこれは委員会としてすべてを一つずつ吟味をされて、それと、やはり比較対照をしながら庄内のこの3件についても既に合併前の町議会で採択をされたんだと、しかし、そういう事情があって少なくとも庄内は私は遠慮した形のことでおるとお思います。そういうものをやはり理屈はあるにしましても、やはり旧町で採択をされたその問題については私はやはり配慮をなされるべきだと思いますし、なおかつ市民が本当に市道になることによって将来ともいろんな形で道路の維持管理等が、これが有利になるという市民のこの有利につながる私は案件だというふうに思っております。そういうものをしてかも執行部もこれを認め、提案をしておる、それを市議会がその否決をするということは議員としてのそういう役割に本当にマッチをしておるかということを委員会としてはもう少し私は慎重に論議をしてほしい問題だと思います。これは単に庄内の問題やなしに今後ともそういう問題が出てきたときに行きどまりの道路であってもそういうものが本当に必要であれば私は議会としてはそれはやはり乗り越えてでも採択をするのが本来の議会の役割であるというふうに思っており

ますが、そこらの面を私が今申し上げたことについてどのような論議が委員会の中でなされたかお聞きをしたいと思います。

- 議長（後藤 憲次君） 建設水道委員長、佐藤正君。
- 建設水道常任委員長（佐藤 正君） 三重野議員にお答えをいたします。

何か当委員会が慎重な審議をしなかったような御質問でございますけども、我々は先ほども申し上げましたように、市道の基準これは議員御指摘のように、行きどまりでも挟間はやっておりじゃないかというようなことですが、委員長報告の中に行きどまりであれば、やはり転回場所必要だろうというのと、それから、挟間町の町道認定をした折の際に、この件もいろんなことで確認をしたかというふうに私は理解をしましたけれども、旧町の町道認定あるいは庄内、湯布院旧町の町道認定のいろんな分野を考えるのではなくて新しく由布市が生まれたんですから、この由布市の中で今回提案されたこの議案について我々は審議をした以上でございます。そういうことでございます。

- 議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。４番、新井一徳君。まず、反対の方から。いいです、賛成の議案に対して。

- 議員（４番 新井 一徳君） ４番、新井です。私はこの議案１１４号市道路線の認定について対しては可決を望みます。

理由といたしましては、阿蘇野の森山線については平成１７年３月議会、内川野線は６月議会の旧庄内町議会で請願を受け採択したものであります。特にこの森山線については執行部側の建設課と総務課との書類上の不備でありまして６月議会に提出がくれたとの事情があったわけがあります。その時点で認定をしておれば、当然市道となった路線であります。早く認定をとの要望も議会で取り上げられましたが、旧挟間町の農道から町道への格上げがたしか７８路線わざわざ臨時会を開いてまでも請願採択をして大きな問題となりました。私としても挟間町の議会での議決に対して異議を唱えるつもりはございません。しかし、旧庄内町の認定がくれた理由の原因であったことは間違いありません。その当時の庄内町議会としましては執行部側からの強い要請があり、この路線の認定を遅らせたという経緯を建設水道委員会の中にも事情を知っている議員もいると思います。旧湯布院町も合併協議事項を守って遠慮してきたともお聞きしております。それはそれとして町道や市道の認定に議会の議決を求めているのは町長や市長等議員を含め政治的な配慮や利害のために乱用を防止するための議会でのチェック機能であり、この３路線は住民からの要望であり請願書として上がった路線であります。旧庄内町議会で慎重審議し、そのとき

の認定基準をもとに採択したものであり、議会は採択をした以上、その実現について最善の努力をするべき責任があると思います。よって、私はこの議案１１４号市道路線の認定に対しては可決を望みます。議員各位のその事情等をおくみ取りの上、議決をお願いします。

なお、執行部側にも要望があります。万が一この議案がこの本会議上で否決という形になった場合、市と市長並びに関係課は１０月から３月までの告示前に議案として提出されれば結果は変わったかも知れません。委員長報告のとおりいきますと、この残りの２路線は市道基準に満たないとの判断のようであります。責任所在を明らかにしていま一度詳しく事情を説明して再検討をお願いすることが筋であると考えます。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

吉村 幸治君。

○議員（１９番 吉村 幸治君） 委員長報告に賛成、原案に否決の討論をさせていただきます。この件につきましても執行部側に提案の仕方については建設委員会で十分建設水道の中で注意してほしいと、こういう議案は１件１件上げてこそ議案として成立するんじゃないかということを附則として申し添えております。

それから、建設水道の中で現地にも行きまして十二分に視差をいたしました。また、担当課のそのいきさつについても説明を受けました。しかし、新しく由布市というものが始まったわけですから由布市の市道認定基準にまず沿うということを委員会として結論づけたというふうに思っております。万が一これを認めるということになりますと由布市としての市道認定基準というものが根底から覆るおそれがあるというふうな思いの中で委員長報告のとおり否決をしたということでございます。原案に否決の討論とさせていただきます。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第１１４号を採決します。本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員２５名中起立２名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、日程第７２、議案第１１５号事務の委託の協議について「日出町」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第１１５号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７３、議案第１１６号大分県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第１１６号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７４、議案第１１７号平成１８年度由布市一般会計補正予算（第１号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。吉村幸治君。

- 議員（１９番 吉村 幸治君） １９番。観光経済常任委員長にお尋ねをいたします。

この原案を可決すべきものという決定をされておりますけれども、経過及び理由の中に、陣屋の村の修繕費に関しまして８００何十万円でしたかね、これが予算化されておるわけですが、それを執行するなということで受けとめてよいのかということがまず１点と。

陣屋の村は宿泊施設でございますから温泉が枯渇するということは非常にその営業の上においても大きなダメージを与えるもんじゃないかなと思いますが、その辺についても十分なる審査をしたのか。この２点についてお伺いいたします。

- 議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

- 観光経済常任委員長（西郡 均君） 吉村議員にお答えいたします。

先ほど同僚議員の討論の中でありましたが、条件をつけてもあるいはそういうことを書いても当局が守らなくていいですよと言われたんですけど、基本的には執行停止ということに合意をいただきました。と言いますのも、当施設は宿泊棟内と温泉館と別々の施設があって両方にボイラーがあって、そして、今回は宿泊施設棟内のボイラー壊れましたけれども、近日中に温泉館の方も耐用年数の関係でまたやらなきゃならんというそういう何度も二重の経費をかけるということに対してはやっぱりおかしいんじゃないかというやっぱ議論になって、やっぱこれは一つに統一してほしいと早目に、そのための通路等に経費を要する部分があるので丸っきり執行停止ち

ゆうんじゃなくてそういう計画が具体的に出て委員会あるいは皆さんの議会で了解が得られればそれについて執行していいと、とりあえずボイラーを宿泊棟内のボイラーをやりかえることについてはやっぱりやるなということでお願いしました。

そうすると、支障はないのかということなんですけども、冬場はボイラーを使って炊かなきゃならんけども、夏場はそこまでする必要がないということで今使ってます。現状は。そういうことで例え使わなくても温泉館の方があるわけですからそれは何か早目に検討して対応してほしいということをお願いいたしました。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論なしと認めます。

これより議案第 117 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

○議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 75、議案第 118 号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてから日程第 78、議案第 121 号内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定についてまでの 4 議案を一括議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

1 番、小林華弥子さん。

○議員（1 番 小林華弥子君） 一括の質疑、討論ですが、私は議案 121 号についてのみ反対をしたく反対討論をいたします。

理由の先ほどの議案 89 号から 113 号までと同じですが、これも内徳野自治公民館の指定管理者を指定する議案であります。まだ十分に地元への説明と合意がなされていないこと、特にこれは追加議案として出されておきながら最終日に指定することには無理がある。さらに内徳野自治公民館というのは昭和 52 年の建設で築年数 29 年たっております。今回指定管理者制度の指定をしている中でも最も古い建物であります。そういう意味でも早急に改築あるいは建てかえの検討が要される施設だと思いますが、そういうことについて事前に地元と十分な協議がされてい

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔議員25名中挙手25名〕

〔議員25名中挙手25名〕

〔議員25名中挙手25名〕

〔議員25名中挙手20名〕

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩 · 癩癩癩癩 · 癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

○議員（１番 小林華弥子君） 発議第３号由布市議会の議決事件に関する条例の制定について、

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出いたします。提出者、市議会議員小林華弥子、高橋義孝、賛成者は総務委員会の皆さんです。

提案理由ですが、平成 12 年 4 月より地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（通称地方分権一括法、平成 11 年法律第 87 号）が施行され、地方分権改革の推進が図られる中、由布市の憲章、宣言及び総合計画の基本計画を議会の議決事件として定めることにより議会の役割と責任の重要性を高めるとともに議会と行政両者が責任を持って由布市のまちづくりに積極的に係わっていくことを明確にするため。由布市議会議長後藤憲次殿。

内容につきましては、具体的には由布市で出します憲章及び由布市の基本的方針に係わる宣言を制定、変更または廃止する場合、それから、由布市の基本計画、具体的には総合計画の基本計画部分ですが、それを策定、変更または廃止する場合に議会の議決を要するというための条例です。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） 提出者からの提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を受けます。質疑ありませんか。7 番、溝口泰章君。

○議員（7 番 溝口 泰章君） 7 番、溝口です。ただいまの発議に対して質問申し上げます。

由布市の憲章宣言及び総合計画の基本計画を議会の議決事件として定めるということですが、特に総合計画の基本計画に対するスケジュール的なものは立案して、それを承認して、策定に至るというプロセスを踏むと思うんですが、この発議によりますと、立案段階で既に議会が入り込んでいくような意味合いを感じるんですが、その点はどうなっているのかお伺いします。

○議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

○議員（1 番 小林華弥子君） 基本的には立案段階からの関わりを条例で定めているのではなくて基本計画これは地方自治法第 2 条 4 項に規定する基本構想という部分が議会の議決要件になっております。具体的に言いますと、総合計画の基本構想の部分は策定をするときに最後の段階で議会の議決を要さなければ策定できません。それと同じように基本計画も最後に策定する段階で議会の議決が必要だという意味でありまして、最初の立案の部分から議会が係わるということには関与していないというのが条例の中身であります。

○議長（後藤 憲次君） ほかに、溝口泰章君。

○議員（7 番 溝口 泰章君） と言うことは、この構想自体に立案のところに係わらないということはそのまま別段条例化しなくても流れの中では必要性をそんなに認めなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとその辺の差を、意味合いを教えてください。

○議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

○議員（1 番 小林華弥子君） 今回これをどうして議会の議決要件として条例に定めようとして

いるかと申しますと、基本的に今実態を見ますと、旧挾間、庄内、湯布院それぞれの3町で総合計画が策定されるときに基本構想の部分だけではなくて基本計画の部分も一緒に議決要件としてはないんですけれども、基本構想の添付資料という意味合いで一緒に議会に提出されております。議会は基本構想というのは漠然とした市のあり方の構想を述べるだけであり、実質的な新市の運営については基本計画の部分で述べられております。その部分を議会がきちんと参考資料として見るだけではなくて、それを議会として議決することによって基本計画に対しても議会がきちんと責任を持とうという意味で議会の議決要因とすべきものであります。

- 議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。溝口泰章君。
- 議員（7番 溝口 泰章君） 私としては今1番議員の答弁でちょっと感じるところがあるんですけど、本当にこのままこの条例を制定していますと、執行部の方の自由とは申しませんが、発案に対してのある種議会からのプレッシャーというのがどうしても生じるような気持ちの上でも制度化してしまうと自由な発想を議会があるんだからというふうな形でブレーキをかけるようなそんな力が働くんでないかというふうなところが危惧されるんですけども、その点、ちょっと。

- 議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

- 議員（1番 小林華弥子君） これは考え方だと思いますけど、私はむしろ基本計画、総合計画の基本計画の部分については議会と行政側が両方責任を持って策定していく癪癪策定していくというか議決をして責任を持つべきものであるというふうに考えます。

また、もう1つ、議会が基本計画の部分まで議決を要するというこの意味は、今の段階で由布市の総合計画の基本構想は10年間を想定して基本構想をつくり、基本計画の部分は5年間のスパンで基本計画を策定しております。今のままこの条例、議決要因にならなかった場合には10年に一度だけ議会は基本構想を議決すればいいだけであって10年間の基本的な計画ですとか、行政の運営に関しては、もう市長だけの権限で方向性が決まってしまう。むしろ基本計画を議決要因にすることで5年ごとに由布市の行政運営の方向性について議会が議決をすることによって市長と一緒に市の方向性が決めていけるということだと思います。議決要因にすれば議会の関与が深まって市長の権限を脅かすのではないかという御質問の趣旨だと思いますけれども、私はむしろ基本計画の策定の部分については市長だけの権限だけではなくて議会と行政側が一緒になって議決していく責任をこれから持つべきだと思いますので、議決要因とすべきだと思っております。

- 議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。5番、佐藤郁夫君。
- 議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。お疲れさまでございます。ちょっと1点だけ確認なり方向性というのを聞いておきたいと思ってます。議会がそれぞれ計画に係わるというのは

非常の素晴らしいことであると思いますし、私も否定するわけでございません。ただ、この中で宣言の部分でございますが、基本の方針に係わる宣言という形の中で盛り込んでおります。これの基準と申しますか、代表例等をもしあれば、わかればお聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。御質問にお答えします。

ここにも書いてありますとおり、由布市の基本の方針に係る宣言ということで普遍的なもの、各プロジェクトに対するいろんな宣言があろうかとは思いますが、そういったことではなく基本的市政についての大まかな方針と言いますか、この文字どおりなんですけど、例えば湯布院町でありました青少年の町の宣言ですとか、そういった形の宣言ということをイメージしております。

以上です。

○議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 反対の意味での討論をさせていただきます。今質疑で私発言いたしましたように、本来議会の有り様からしますと行政と総合計画の基本計画の議決に関してですけども、近づき過ぎる嫌いがあると思います。よく議会は執行部に対して一步離れて、しかし、二歩以上離れないというスタンスがございます。したがって、この市の権限である基本構想の立案、そして、構想を立ててという段階まで入り込むことは議会の方の権利を超える部分になるのではないかという危惧を持ってこの発議に対して反対をいたします。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この発議に対して賛成の立場で討論します。全国の議長会がもう既に大半の市町村が基本構想と基本計画を同時に議会に上程している状況の中においても、やはり地方自治法第2条5項に基本計画そのものを追加しようという運動を今しております。同時にそれができない場合でも96条第1項の議決事項として追考するのが当然だというような主張をしているところから考えれば、これを早急に議決して、そして、議会としての態度を示すということが重要だというふうに思います。

○議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔議員25名中起立16名〕

- 議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は15時10分から再開します。

午後 3 時00分休憩

癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡癡

午後 3 時13分再開

- 議長（後藤 憲次君） 再開します。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

日程第 80 . 発議案第 4 号

日程第 8 1 . 閉会中の継続審査・調査申出書

- 議長（後藤 憲次君） お諮りします。本日議員発議案として発議第４号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。これについては、この２件を本日の日程に追加し、追加日程第８０及び第８１として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議員発議案１件、閉会中の継続審査・調査申出書を追加日程第８０及び第８１として議題とすることに決定いたしました。

まず、日程第 80、発議第 4 号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。7 番、溝口泰章君。

- 議員（７番 溝口 泰章君） 溝口でございます。発議第４号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出いたします。上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出する。提出者、由布市議会議員溝口泰章、賛成者、由布市議会議員田中真理子、同山村博司、同江藤明彦、同佐藤友信、同高橋義孝の提出でございます。

提案理由、子供たちが等しく良質な教育が受けられるよう、また、教育水準の確保や地方財政を圧迫させないため。

以上でございます。

- 議長（後藤 憲次君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより審議に入ります。発議第4号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第 4 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の

〔議員25名中起立25名〕

次に、日程第 8 1、閉会中の継続審査、調査申出書の件を議題といたします。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに御異議ありませんか。

○議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定をいたしました。

○議長（後藤 憲次君） 以上で今期定例会の議事日程はすべて終了いたします。よって、本定例会は本日で閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

○議長（後藤 憲次君） 市長、閉会あいさつ。

○市長（首藤 奉文君） 平成１８年第２回由布市議会定例会の閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る６月８日に開会をいたし、本日まで１９日間にわたり本会議に御提案いたしました認定
１７件、報告３件、承認１０件、議案５２件につきまして慎重なる御審議をいただき、特に追加
議案として４件をお願いし、それぞれ原案のとおり可決、御承認を賜りましたことに心から感謝
を申し上げる次第でございます。

さて、本会議を通じまして議員各位からいただきました貴重な御意見、御示唆、また御要望につきましては今後市政運営の中で十分生かしまして市民の期待にこたえるべく最善の努力をしてまいりたいと考えております。

本当に長期間ありがとうございました。7月になりますと梅雨も明けまして暑い夏を迎えることになるとと思いますが、議員皆様方にはくれぐれも健康に留意されまして一層の御活躍をされますよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

○議長（後藤 憲次君） 議長より一言お礼を申し上げます。平成１８年度第２回定例会におきまして一言お礼を申し上げます。

今期定例会は去る６月８日開会以来、本日まで１９日間にわたり提出されましたすべての議案をはじめ、合併までの各町の１７年度決算について決算特別委員会等を設置し、審議していただき、提案されたすべての案件を議了することができます。これもひとえに議員各位の御協力の賜物と深く感謝申し上げます。衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、市長をはじめ、執行部の各位におかれましては審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき厚くお礼を申し上げます。今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後十分行政に反映されることを期待したいと思います。議員各位には、これから暑さがますます厳しくなります。健康に十分留意され議員活動に励まれますようお願いいたしまして閉会のあいさついたします。大変ありがとうございました。御苦労さまでした。

議員各位は全員協議会室に集まってください。

午後 3 時20分閉会

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員